

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十八条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種並びに員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待等の防止のための措置に関する事項
 - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- 第二十一条第四項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第四十五条第七号口の表中

建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

を

- 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると知事が認めるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。）
- 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

に改める。

第四十七条第二項を次のように改める。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一つにつき二人を下回ることはできない。

第五十一条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第五十一条 保育所の設置者は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を附則第三条とする。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。